

協定区域	北区京地1丁目の一部 (裏面 区域図参照)		認可・更新 年月日	認可 1987年5月28日
	面積	47,112.37 m ²		更新 1997年5月28日 (有効期間を延長) 更新 2007年5月28日 (有効期間を延長) 更新 2017年5月28日 (有効期間を延長)
用途地域	第1種低層住居専用地域		有効期間	1987年5月28日～2027年5月27日 (40年)

協定内容の概要

- (1) 建築物の敷地の現況地盤面の高さの変更は、認めない。ただし、建築物の基礎工事のための整地又は運営委員会の許可を受けたものなど必要最小限度の変更は、これを認める。
- (2) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、1メートル以上とする。ただし、次に掲げる事項に該当するときは、この限りでない。
- ア 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるとき。
- イ 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下であり、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるとき。
- ウ 地下車庫で軒の高さが地盤面から1メートル以下であるとき。
- (3) 建築物の用途は、個人専用住宅、診療所併用住宅又は診療所とする。ただし、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第130条の3（兼用住宅）又は第130条の4（公益上必要な建築物）に規定するもので、運営委員会の許可を得たものは、この限りでない。
- (4) 建築物は、1区画1戸建とすること。ただし、同一の土地の所有者等に属する連続した複数区画は、1区画とみなす。
- (5) 建築物の高さは10メートル以下とし、軒の高さは7メートル以下とする。
- (6) 建築物の建築面積の敷地面積に対する割合（建ぺい率）は、10分の4以下とする。
- (7) 建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合（容積率）は、10分の8以下とする。
- (8) 建築物の各部分の高さ（北側斜線制限）は、当該部分から前面道路の反対側の境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに5メートルを加えたもの以下とする。ただし、隣地との高低差が著しい場合又は隣地に公園、水面その他これらに類するものがある場合は、建築基準法施行令第135条の4の規定を適用する。

※この地区は隣接地・除外地はありません。

* 建築協定地区内で、新築、増築、改修などの計画がある場合は、運営委員会との事前協議が必要です。

* 建築協定の「事前協議」や「内容の確認」のお問い合わせ先は、各地区の運営委員会です。

* 運営委員会の連絡先を閲覧されたい場合は、下記フォームから申込みください。

<https://kobecity.form.kintoneapp.com/public/kenchikukyotei-uneiiinkairenrakusakietsuranmoushikomi>

29

北神星和台第1地区

29 北神星和台第1地区建築協定



位置図

